

大町ダム等再編事業 事業監理委員会 公開規定

第1条 目的

本規定は、大町ダム等再編事業事業監理委員会規約第7条に基づき、大町ダム等再編事業事業監理委員会（以下、「委員会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条 委員会開催の通知

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、千曲川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条 委員会の傍聴

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条 資料の配付

委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配布する。

第5条 資料の公開

委員会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、千曲川河川事務所ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は委員会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、千曲川河川事務所ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関する事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条 その他

本規定の変更や本規定の定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則 施行期日

本規定は、令和3年3月23日より施行する。